

調 査 の 概 要

1 調査の目的

この調査は、全国の社会福祉施設等の数、在所者、従事者の状況等を把握し、社会福祉行政推進のための基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の対象及び客体

(1) 基本票

都道府県・指定都市・中核市を対象とし、次ページに掲げる施設・事業所の全数を把握した。

(2) 詳細票

施設票：次ページに掲げる社会福祉施設等を対象とし、その全数（休止中を含む。）を客体とした。
 障害福祉サービス等事業所票：障害者総合支援法による障害福祉サービス事業所及び相談支援事業所並びに児童福祉法による障害児通所支援事業所及び障害児相談支援事業所を対象とし、その全数（休止中を含む。）を客体とした。

	基本票		詳細票		5) 回収率 (%)
	1) 施設・事業所数	2) 集計施設・事業所数	3) 回収施設・事業所数	4) 集計施設・事業所数	
施設票					
生活保護法による保護施設	294	292	233	231	99.1
老人福祉法による老人福祉施設 6)	5 371	5 327	5 134	5 103	95.6
障害者総合支援法による障害者支援施設等	5 901	5 874	5 240	5 221	88.8
身体障害者福祉法による身体障害者社会参加支援施設	325	322	314	311	96.6
売春防止法による婦人保護施設	48	47	48	47	100.0
児童福祉法による児童福祉施設等	37 693	37 139	32 333	32 089	94.2
（再掲）保育所等 7)	25 773	25 580	24 361	24 234	94.5
母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子・父子福祉施設	60	58	60	58	100.0
その他の社会福祉施設等	17 277	17 154	10 549	10 480	86.0
（再掲）有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外）	10 718	10 651	9 092	9 053	84.8
障害福祉サービス等事業所票					
障害福祉サービス等事業所	59 455	58 822	48 833	48 426	82.1

注：施設の種別内訳は3ページ参考表第1表を参照。

- 1) 施設・事業所数は、活動中又は休止中の施設・事業所数である。
- 2) 集計施設・事業所数は、活動中の施設・事業所数である。
- 3) 回収施設・事業所数は、詳細票の回収があった施設・事業所数である。
- 4) 詳細票の集計施設・事業所数は、詳細票を回収した施設・事業所数のうち活動中の施設・事業所数である。
- 5) 回収率(%) = 「回収施設・事業所数 3)」÷「施設・事業所数 1)」×100により算出している。ただし、詳細票の調査を実施していない次の施設を除いている。
 - ① 保護施設のうち医療保護施設(59施設)
 - ② 児童福祉施設等のうち助産施設(471施設)及び児童遊園(2,889施設)
 - ③ その他の社会福祉施設等のうち無料低額診療施設(556施設)及び有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅であるもの)(4,459施設)
- 6) 老人福祉施設には、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、特別養護老人ホーム及び老人介護支援センターを含まない。
- 7) 保育所等は、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園及び保育所である。

3 調査の時期

平成 27 年 10 月 1 日

4 調査事項

(1) 基本票

施設基本票：施設の種別、施設名、所在地、設置・経営主体、定員 等

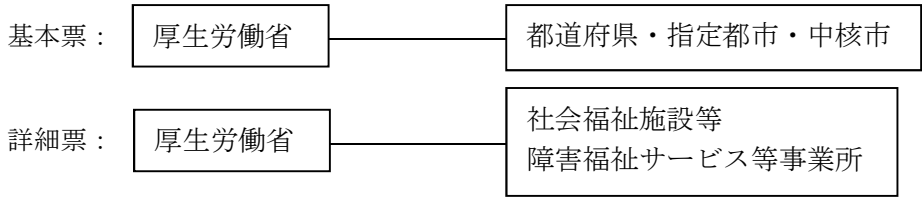
事業所基本票：事業所の種別、事業所名、所在地、経営主体 等

(2) 詳細票

施設詳細票：在所者の状況、従事者数 等

事業所詳細票：サービスの種類と提供状況（利用者数等）、従事者数 等

5 調査方法及び系統



6 結果の集計

結果の集計は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）で行った。

7 利用上の注意

(1) 表章記号の規約

計数のない場合	—
統計項目のあり得ない場合	・
計数不明又は計数を表章することが不適当な場合	…
表章単位の 1/2 未満の場合	0, 0.0
減少数（率）の場合	△

(2) 集計対象は、活動中の施設・事業所である。

(3) この概況に掲載の数値は四捨五入しているため、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。

【 調査対象施設・事業所一覧 】

生活保護法による保護施設 救護施設 更生施設 医療保護施設 授産施設 宿所提供施設 老人福祉法による老人福祉施設 養護老人ホーム(一般) 養護老人ホーム(盲) 軽費老人ホーム A型 軽費老人ホーム B型 軽費老人ホーム(ケアハウス) 都市型軽費老人ホーム 老人福祉センター(特A型) 老人福祉センター(A型) 老人福祉センター(B型) 障害者総合支援法による障害者支援施設等 障害者支援施設 地域活動支援センター 福祉ホーム 身体障害者福祉法による 身体障害者社会参加支援施設 身体障害者福祉センター(A型) 身体障害者福祉センター(B型) 障害者更生センター 補装具製作施設 盲導犬訓練施設 点字図書館 点字出版施設 聴覚障害者情報提供施設	売春防止法による婦人保護施設 婦人保護施設 児童福祉法による児童福祉施設等 助産施設 乳児院 母子生活支援施設 幼保連携型認定こども園 保育所型認定こども園 保育所 小規模保育事業所 児童養護施設 障害児入所施設(福祉型) 障害児入所施設(医療型) 児童発達支援センター(福祉型) 児童発達支援センター(医療型) 情緒障害児短期治療施設 児童自立支援施設 児童家庭支援センター 小型児童館 児童センター 大型児童館A型 大型児童館B型 大型児童館C型 その他の児童館 児童遊園 <small>母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子・父子福祉施設</small> 母子・父子福祉センター 母子・父子休養ホーム	その他の社会福祉施設等 授産施設 宿所提供施設 盲人ホーム 無料低額診療施設 隣保館 へき地保健福祉館 有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅以外) 有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅であるもの) 障害者総合支援法による 障害福祉サービス事業所及び相談支援事業所 居宅介護事業所 重度訪問介護事業所 同行援護事業所 行動援護事業所 療養介護事業所 生活介護事業所 重度障害者等包括支援事業所 計画相談支援事業所 地域相談支援(地域移行支援)事業所 地域相談支援(地域定着支援)事業所 短期入所事業所 共同生活援助事業所 自立訓練(機能訓練)事業所 自立訓練(生活訓練)事業所 宿泊型自立訓練事業所 就労移行支援事業所 就労継続支援(A型)事業所 就労継続支援(B型)事業所	児童福祉法による障害児通所支援事業所及び障害児相談支援事業所 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所 保育所等訪問支援事業所 障害児相談支援事業所
--	--	--	---

参考表

第1表 施設の種別別調査対象施設数

平成27年10月1日現在

	基本票		詳細票			基本票		詳細票	
	施設数 1)	集計 施設数 2)	回収 施設数 3)	集計 施設数 4)		施設数 1)	集計 施設数 2)	回収 施設数 3)	集計 施設数 4)
総 数	66 969	66 213	53 911	53 540					
保護施設	294	292	233	231	児童福祉施設等	37 693	37 139	32 333	32 089
救護施設	185	185	184	184	助産施設	471	391
更生施設	19	19	19	19	乳児院	134	134	134	134
医療保護施設	59	59	母子生活支援施設	242	235	232	229
授産施設	20	18	19	17	保育所等	25 773	25 580	24 361	24 234
宿所提供施設	11	11	11	11	幼保連携型認定こども園	1 939	1 938	1 817	1 817
老人福祉施設	5 371	5 327	5 134	5 103	保育所型認定こども園	330	330	315	315
養護老人ホーム	958	957	936	936	保育所	23 504	23 312	22 229	22 102
養護老人ホーム(一般)	907	906	886	886	小規模保育事業所	1 557	1 555	1 293	1 291
養護老人ホーム(盲)	51	51	50	50	児童養護施設	609	609	594	594
軽費老人ホーム	2 264	2 264	2 166	2 166	障害児入所施設(福祉型)	267	267	249	249
軽費老人ホームA型	204	204	197	197	障害児入所施設(医療型)	200	200	178	178
軽費老人ホームB型	16	16	16	16	児童発達支援センター(福祉型)	467	467	435	435
軽費老人ホーム(ケアハウス)	1 996	1 996	1 908	1 908	児童発達支援センター(医療型)	107	106	99	98
都市型軽費老人ホーム	48	48	45	45	情緒障害児短期治療施設	40	40	39	39
老人福祉センター	2 149	2 106	2 032	2 001	児童自立支援施設	59	58	59	58
老人福祉センター(特A型)	251	246	238	234	児童家庭支援センター	103	103	101	101
老人福祉センター(A型)	1 447	1 417	1 374	1 353	児童館	4 775	4 613	4 559	4 449
老人福祉センター(B型)	451	443	420	414	小型児童館	2 837	2 692	2 673	2 573
障害者支援施設等	5 901	5 874	5 240	5 221	児童センター	1 792	1 784	1 752	1 747
障害者支援施設	2 561	2 559	2 419	2 417	大型児童館A型	17	17	17	17
地域活動支援センター	3 190	3 165	2 683	2 666	大型児童館B型	4	4	4	4
福祉ホーム	150	150	138	138	大型児童館C型	-	-	-	-
身体障害者社会参加支援施設	325	322	314	311	その他の児童館	125	116	113	108
身体障害者福祉センター	162	161	152	151	児童遊園	2 889	2 781
身体障害者福祉センター(A型)	36	36	35	35	母子・父子福祉施設	60	58	60	58
身体障害者福祉センター(B型)	126	125	117	116	母子・父子福祉センター	56	55	56	55
障害者更生センター	6	5	6	5	母子・父子休養ホーム	4	3	4	3
補装具製作施設	17	16	17	16	その他の社会福祉施設等	17 277	17 154	10 549	10 480
盲導犬訓練施設	12	12	12	12	授産施設	69	68	68	68
点字図書館	73	73	72	72	宿所提供施設	300	296	269	266
点字出版施設	11	11	11	11	盲人ホーム	24	20	23	19
聴覚障害者情報提供施設	44	44	44	44	無料低額診療施設	556	553
婦人保護施設	48	47	48	47	隣保館	1 100	1 076	1 053	1 037
					へき地保健福祉館	51	42	44	37
					有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅以外)	10 718	10 651	9 092	9 053
					有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅であるもの)	4 459	4 448

注:1) 施設数は、活動中又は休止中の施設数である。

2) 集計施設数は、活動中の施設数である。

3) 回収施設数は、詳細票の回収があった施設数である。

4) 詳細票の集計施設数は、詳細票を回収した施設数のうち活動中の施設数である。